

日本整形外科学会症例レジストリー（JOANR）運用規定

（名称）

第1条 本事業は、日本整形外科学会症例レジストリー（Japanese Orthopaedic Association National Registry: JOANR）と称する。

（目的）

第2条 本事業は、運動器疾患に対する手術治療の実態を継続的に把握するとともに、新規医療技術の評価、重点的に対応すべき運動器疾患とその手術法の提言など、さまざまな政策対応を行うことにより、国民の健康向上および医療経済に貢献することを目的とする。

（事業）

第3条 本事業は、前条の目的を達成するために下記事項を行う。

- 1) 運動器疾患に対する手術治療のビッグデータに基づいたエビデンスの構築
- 2) 専門医制度のための症例データベース
- 3) 外科系学会社会保険委員会連合試案の実態調査と製造販売後調査
- 4) 新規医療技術の評価と重点的に対応すべき運動器疾患と手術法の提言

（運営組織）

第4条 本事業は、円滑な運営を図るため運営組織を設置し、運営委員をおく。

- 2 運営組織は症例レジストリー委員会と称する。
- 3 本委員会の構成員は日整会会員若干名と関連専門領域学会等の理事長等又はその指名する者、その他、統計解析、診療情報管理など本事業遂行に必要な専門知識を有する非会員からなる。
- 4 委員長は委員の互選とする。
- 5 委員の任期は、日本整形外科学会の各種委員会の規定に従う。

（運営委員の職務）

第5条 日本整形外科学会症例レジストリー（JOANR）の運営に必要な事項について討議し、日本整形外科学会理事会に上申する。

（事務局）

第6条 本事業の目的を達成するために必要な事務業務を遂行するために、事務局を日本整形外科学会事務局に置くと共に、登録システムの管理等は日本整形外科学会が指名した委託業者が行う。

(レジストリーの構成)

第7条 レジストリーの構成は、日本整形外科学会症例レジストリー (JOANR) の研究計画書に記載する。

(関連学会の参加)

第8条 運動器疾患を取り扱う関連専門領域学会等の参加は、条件等を症例レジストリー委員会で討議した後、日本整形外科学会理事会が決定する。

(運営費用)

第9条 本事業の運営費用は、公益社団法人日本整形外科学会が負担するものとする。その他、運動器疾患を取り扱う関連専門領域学会等からの参加費、公的および非公的外部の研究資金、寄付金、成果物の収益金等、とする。

(データ利用)

第10条 本事業で収集したデータの利活用に関しては、データ利用規約に別途定める。

(本規約の改正)

第11条 本規約は、症例レジストリー委員会の討議を経て日本整形外科学会理事会の議決により改正する。

附則 本規約は2020年2月20日より施行する。

附則 本規約の改正は2021年11月18日より施行する。